

# 〇いわき市重度心身障害者福祉金支給条例

昭和49年3月28日いわき市条例第18号

(目的)

**第1条** この条例は、心身に重度の障害のある者に対して重度心身障害者福祉金（以下「福祉金」という。）を支給することにより、福祉の増進を図ることを目的とする。

(受給資格)

**第2条** 福祉金の支給を受ける資格（以下「受給資格」という。）を有する者は、次に掲げる者（いわき市要介護老人介護手当支給条例（昭和63年いわき市条例第4号）第2条に規定する要介護老人である者を除く。）とする。

(1) 本市に住所を有する20歳以上の者（規則で定める施設等に入所している者を除く。）で、身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）に基づき、身体障害者手帳の交付を受け、その障害の程度が1級に該当し、日常生活に介護を要するもの

(2) 本市に住所を有する20歳以上の者（規則で定める施設等に入所している者を除く。）で、福島県療育手帳制度要綱に定める療育手帳の交付を受け、その障害の程度がAのもの

(受給資格の認定申請)

**第3条** 福祉金の支給を受けようとする者は、市長に申請し、受給資格の認定を受けなければならない。

(福祉金の額)

**第4条** 福祉金の額は、年額48,000円とし、その支給の対象となる期間は、4月1日から翌年の3月31日までとする。ただし、この期間の途中で受給資格を取得した者又は受給資格が消滅した者の福祉金の額は、月割とし、認定を受けた日の属する月から又は受給資格を失った日の属する月まで、それぞれ受給資格を有していた月数に応じて支給する。

(支給の制限)

**第5条** 福祉金は、受給資格の認定を受けた者（以下「受給資格者」という。）の規則で定めるところにより算出した前年の所得が、その者の所得税法（昭和40年法律第33号）に規定する控除対象配偶者及び扶養親族（以下「扶養親族等」という。）の数に応じて、別表第1に定める額を超えるときは、その年の4月1日から翌年の3月31日までの期間は、支給しない。

2 福祉金は、受給資格者の配偶者（婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。）の規則で定めるところにより算出した前年の所得又は受給資格者の民法（明治29年法律第89号）第877条第1項に定める扶養義務者で当該受給資格者の生計を維持するものの規則で定

めるところにより算出した前年の所得が、その者の扶養親族等の数に応じて、別表第2に定める額以上であるときは、その年の4月1日から翌年の3月31日までの期間は、支給しない。

(支給の時期)

**第6条** 福祉金は、毎年3月に支給する。ただし、第8条第1項に該当する場合は、その届出があつたとき(4月から6月までの間に当該届出があつたときは、7月)又は市長がその事実を知つたときに支給する。

(福祉金の辞退)

**第7条** 福祉金は、これを辞退することができる。

(受給資格の消滅)

**第8条** 受給資格者が、次の各号の一に該当するときは、受給資格を失う。

- (1) 障害の程度が1級又はAに該当しなくなつたとき。
- (2) 市内に住所を有しなくなつたとき。
- (3) 死亡したとき。
- (4) 規則で定める施設等に入所したとき。

2 受給資格者が、前項の各号の一に該当するに至つたときは、本人又はその遺族若しくは同居者は、速やかに、市長に届け出なければならない。

(譲渡又は担保の禁止)

**第9条** 受給資格者は、福祉金の支給を受ける権利を、譲渡し、又は担保に供してはならない。

(福祉金の返還)

**第10条** 市長は、偽りその他不正な手段により福祉金の支給を受けた者があつたときは、当該福祉金をその者から返還させることができる。

(死亡の場合の福祉金)

**第11条** 市長は、受給資格者が死亡した場合においては、葬祭を行つた者に対し、福祉金を支給するものとする。

(届出)

**第12条** 第8条第2項に定めるもののほか、受給資格者は、規則で定めるところにより、市長に対し、規則で定める事項を届け出なければならない。

(委任)

**第13条** この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関して必要な事項は、市長が規則で定める。

別表第 1 (第 5 条関係)

扶養親族等の数	金額
0 人	3,604,000円
1 人以上	3,604,000円に扶養親族等 1 人につき 380,000円(当該扶養親族等が所得税法に規定する老人控除対象配偶者又は老人扶養親族であるときは、当該老人控除対象配偶者又は老人扶養親族 1 人につき 480,000円とし、当該扶養親族等が同法に規定する特定扶養親族であるときは、当該特定扶養親族 1 人につき 630,000円とする。)を加算した額

別表第 2 (第 5 条関係)

扶養親族等の数	金額
0 人	6,287,000円
1 人	6,536,000円
2 人以上	6,536,000円に扶養親族等のうち 1 人を除いた扶養親族等 1 人につき 213,000円を加算した額(所得税法に規定する老人扶養親族があるときは、その額に当該老人扶養親族 1 人につき(当該老人扶養親族のほかに扶養親族等がないときは、当該老人扶養親族のうち 1 人を除いた老人扶養親族 1 人につき) 60,000円を加算した額)